

## 「(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例」策定方針

### 1. 趣旨

この方針は、「(仮称) 墨田区協治 (ガバナンス) 推進条例」の策定に関し、そのための区の基本的考え方及び条例づくりの進め方についての大綱を示すものである。

### 2. 条例策定の基本的考え方

#### (1) 条例策定が求められる背景

- ・ 地方分権の進展に伴い、国と地方の関係が上下・主従の関係から対等・協力の関係へと大きく変わる中、区は、区民にもっとも身近な基礎的自治体として、「自己決定と自己責任」に基づき、地域の特性を活かし、より自主的・自立的な自治体運営を進めていく必要がある。
- ・ 少子高齢化の進展や成熟社会の到来など社会環境の大きな変化に伴って、公共ニーズが多様化・高度化する中、従来からの公共サービスの担い手である行政だけでなく、受け手であった区民など多様な主体が担い手となり、地域の様々な課題解決に取り組む必要がある。

#### (2) これまでの経緯

##### 平成17年11月 新たな基本構想の策定

「協治 (ガバナンス)」の考え方のもと、区政運営を行い、区民、事業者、区等が力を合わせて、あるべき「すみだ」の将来の姿を実現していくこととした基本構想を策定した。

##### 平成19年2月 「協治 (ガバナンス) の仕組みづくり」報告

「協治 (ガバナンス)」の考え方に基づく地域社会を構築していくための具体的な方策などを検討するため設置された「墨田区協治 (ガバナンス) の仕組みづくり検討委員会 (以下「仕組みづくり検討委員会」)」より、8つの提案が区長へ報告された。その仕組みの1つとして「(仮称) 協治 (ガバナンス) の仕組みと自治推進に関する条例の策定検討」が提案されている。

##### 平成19年10月 「協治 (ガバナンス) ガイドブック」等の作成

区では、区制施行60周年にあわせ、「協治 (ガバナンス)」の考え方をまとめたガイドブック並びに映像 (ビデオ等) を作成し、広く区民等にその普及・啓発に努めている。

### (3) 目指すべき条例の方向性

#### ① 協治(ガバナンス)を推進するための基本的考え方(=理念)を定める

基本構想に示している、区民と区が一緒になって「すみだ」をつくる協治(ガバナンス)を推進するための基本的な考え方(=理念)を定める。

#### ② 協治(ガバナンス)の各主体の役割をしめす

地方自治法の趣旨を踏まえ、協治(ガバナンス)の視点にたつて、区民の権利及び責務をはじめ、区長及び執行機関等の責務など、各主体の役割について明らかにする。

#### ③ 情報共有・区民参加等の手続きを集大成する

これまでも情報公開、審議会への公募委員の募集、パブリックコメント制度の基準の作成など、区政の透明化・区民参加を進めてきたが、それら個別に定めていたものを一定のルールとして条例化し、集大成する。

### 3. 策定までの進め方

#### (1) 検討体制

##### ① 「(仮称) 墨田区協治(ガバナンス) 推進条例検討委員会」

検討委員会は、区長の諮問により、条例に盛り込むべき項目と内容についての調査・研究を行い、その検討結果を区長に答申する。

- ・ 検討委員会の委員は、20名以内とし、区民・区議会議員・学識経験者等をもって構成する。
- ・ 区民選出委員は、町会・自治会、ボランティア・NPO等の各種団体・企業等幅広い分野・団体に加え、公募から選出するものとする。

##### ② 区(行政)

平成19年6月に設置した「墨田区協治(ガバナンス) 推進本部」のもとに、新たに庁内検討体制として「(仮称) 墨田区協治(ガバナンス) 推進条例庁内検討会」を設置し、庁内意見の調整等を行う。

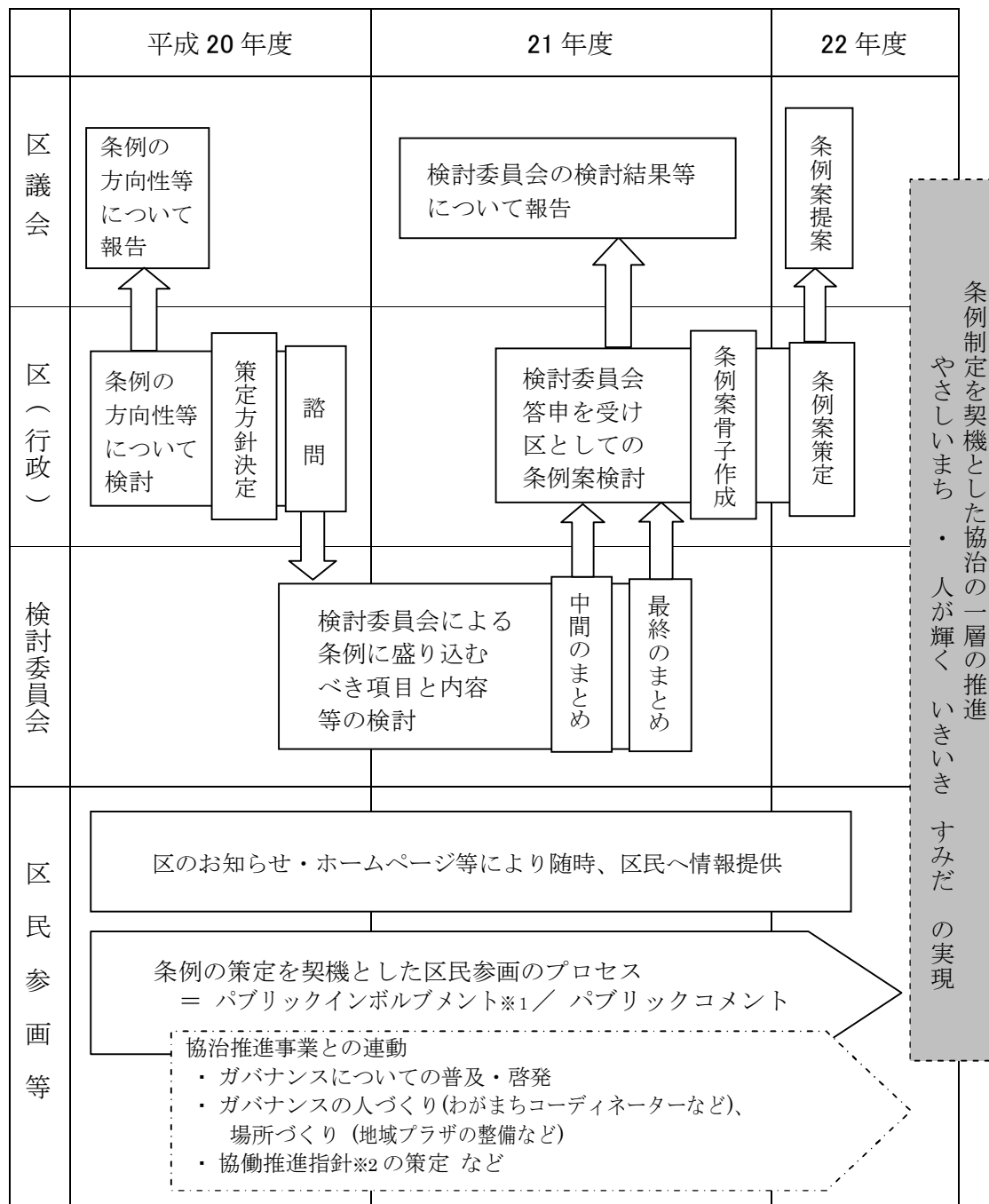
#### (2) 区議会への検討状況の報告

条例の重要性に鑑み、区議会に対し、条例案策定に至るまで、適宜、検討状況の報告を行う。

#### (3) 策定スケジュール

検討委員会は、平成21年11月頃までに区長へ答申することとし、その後、区長が、平成22年6月頃を目途に、条例案として区議会に提案する。(別表参照)

(別表) 策定スケジュール



※1 計画等の策定段階から、区民に意思表明の場を設けて参画を求めていく、区民参画の一手法。

※2 区民等と区との協働を全庁的に推進していくために、協働に関する基本的考え方、協働相手の選定など各部署の事業に協働の手法を取り入れるための進め方などを示したものの。仕組みづくり検討委員会からは「協働ガイドラインの策定」として提案されている。